

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第106号

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を改正する規則

京都市公の施設管理事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表児童福祉センター院長の項中「児童福祉センター院長」を「児童福祉センター長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)